

済岡支発第 193 号
令和 6 年 12 月 3 日

入札公告書

社会福祉法人^{思賜財団}済生会
支部岡山県済生会
支部長 山本 和秀

下記の通り警備業務委託契約の競争入札を行います。
入札要領等を熟覧の上、入札願います。

記

入札件名	岡山済生会総合病院・岡山済生会外来センター病院 警備業務等委託契約
業務内容	別紙「警備業務等委託仕様書」のとおりとします
履行場所	岡山市北区国体町 2 番 25 号 (岡山済生会総合病院) 岡山市北区伊福町 1 丁目 17 番 18 号 (岡山済生会外来センター病院)
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (3 年間)
入札日時	令和 6 年 12 月 24 日 (火) 午後 2 時 00 分
入札場所	岡山済生会総合病院 管理棟 3 階 第 2 会議室

(1) 入札参加資格

以下の項の条件を満たすことを証明できる書類を提出すること。

- ① 岡山市内に本店、支店又は営業所を有している者
- ② 都道府県公安委員会より警備業法に基づく警備業の認定を受けており、当該営業所が同法第 1 項第 1 号並びに第 2 号の警備業務を取り扱える営業所であること。
- ③ 過去 5 年間で病床数 200 床以上の病院で警備業務請負契約を締結し、12 カ月以上継続して誠実に履行した実績を有すること (駐車場の警備、誘導等の実績のみでは不可とする。)
- ④ 24 時間 365 日連絡がとれる体制を整備しており、応援要員の即応体制が確立されていること。
- ⑤ 配置する警備員は、最近 3 年間に少なくとも 1 年以上病院での警備業務経験を有し、この仕様書に定める警備業務を支障なく遂行できることが可能な者とする。
- ⑥ プライバシーマーク登録又は ISO9001 登録していること。もしくはこれらと同等の認証を付与されていること。
- ⑦ 警備賠償責任保険に加入しており、賠償保証限度額が 10 億円以上であること。

(2) 業務が履行できることの証明

請負った業務が滞りなく遂行できること証するため、以下の書類を提出すること。

- ① 会社概要
- ② 警備員として選任を予定する者（予備の警備員も含めること）の名簿また、選任予定の警備員が社会保険等に加入した正規雇用者である事を証する書類
 - ・ 防災センター業務に従事を予定する者については、1名以上の施設警備員検定（1級または2級）合格者を1名以上選任していること。
 - ・ 防災センター業務に従事を予定する者については、自衛消防業務講習を修了していること（但し、同講習修了者が要員数に満たない場合は、業務開始後1年以内に全員を受講させる計画書を提出すること。）。

(3) 入札手続き等

○ 担当部署（問合せ先）

〒700-8511 岡山県岡山市北区国体町2番25号

岡山済生会総合病院 総務課 仲田・岡部

TEL：086-252-2211

FAX：086-252-7375

○ 入札説明書及び仕様書等の資料交付日

入札説明は行いません。仕様書を上記に記載の担当課にて交付します。

令和6年12月3日～令和6年12月23日

9：00から17：00（土・日除く）で交付します。

※ただし、交付希望者につきましては、予め担当部署へ連絡のうえ来院調整下さい。

○ 入札参加希望者の申込み

競争入札参加者は開札当日に下記の書類を記載の開札時に持参すること。

また、③・④・⑤・⑥は入札日までに、上記担当部署へ直接持参して下さい。

- ① 入札書（様式については資料交付時にお渡し致します）
- ② 入札書の根拠となる見積書
- ③ 警備計画書及び体制表
- ④ 会社案内、経歴書（コピー可）
- ⑤ 委託業務実績
- ⑥ 業務にあたる予定の警備員名簿
- ⑦ ③・⑤を具体的に示し、記載した書面

○ 入札方法

契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額（税別）の内 36 か月分に相当する金額を記入すること。（ただし、各業務の単価・別途要記載）

落札決定については、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数があるときは、祖端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に金額を入札書に記載すること。

○ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- ② 入札参加資格がない者がした入札
- ③ 入札書に記載すべき事項の記録がない又は記録した事項が明らかでない入札
- ④ 電報、郵送、電話、ファクシミリ及び電子メールによる入札
- ⑤ 虚偽の確認書を提出した者がした入札
- ⑥ 指定の日時まで提出されなかった入札
- ⑦ 記名押印を欠くとき。
- ⑧ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- ⑨ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- ⑩ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- ⑪ その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

(4) 落札者の決定方法

- 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で社会福祉法人^{思馬財団}済生会契約手続要領第 8 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上あるときは、該当入札者によるくじ引きによって落札者を決定することとする。
- 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(5) 契約書作成の要否

- ① 入札を執行し、契約の相手方を決定した時は、令和 7 年 3 月 1 日に契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保管する。

- ③ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しない者とする。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団という。）と認められる者
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 契約の解除

契約の締結後、契約者について（6）の①～⑥までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当院へ報告せず、もしくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。

(8) その他

- ① 競争参加者が本件調達に要した費用については、すべて競争参加資格者が負担するものとする。
- ② 落札者が契約を結ばない場合は損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札などの実施について指名の制限等の措置がとられることがある。